

令和元年度地域活性化助成事業（第2部） 実施要領

第1 目的

地域の振興及び活性化を図るためには、地域住民や行政及び地域づくりに関わる民間団体が一体となった取り組みが必要である。

このため、本事業は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という）が別途実施する市町村の地域づくり活動に対する「地域振興事業」と併せ、沖縄県・市町村・各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体の行う自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを支援することにより、地域の振興及び活性化の促進に寄与することを目的とする。

第2 助成対象団体及び事業内容

(1) 第2部 大規模地域プロジェクト

沖縄県及び県内市町村を助成対象とし、1団体に助成を行う。

(2) 対象事業

地域の振興及び活性化を目的とし、地域づくりの担い手となる人材の育成及び地域づくりに関する情報の共有、活用等を図るための事業で、且つ市町村等の創意工夫を活かした新規事業とする。

〈主な事業例〉

- ① 地域の伝統、文化、伝統芸能の保存・活用を図る事業
- ② 地域の生活環境の改善、自然環境保全、景観づくりを図る事業
- ③ 地域の特性を生かした産業振興を図るための事業
- ④ 地域の福祉・健康づくりの推進を図るための事業
- ⑤ 青少年の健全育成を図る事業
- ⑥ 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- ⑦ その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

但し、以下の事業は対象外とする。

- ① 国、その他の機関から助成を受けて実施する事業
- ② 助成金の交付決定前に着手した事業
- ③ その他協会が適当でないと認めたもの

(3) 実施方法

- ① 沖縄県、市町村単位での開催
- ② 他の市町村、広域市町村圏事務組合または地域づくり団体との合同開催
但し、いずれの場合も協会との共催または後援の事業とし、実施事業に係るポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等にその旨を必ず表示することとする。
- ③ 事業は原則として、助成決定のあった日から**令和2年3月末日まで**に完了するものとする。

第3 助成金内容

(1) 助成率及び限度額

助成率は90%以内（千円未満切り捨て）とし、限度額は100万円とする。

(2) 対象経費

協会が行う「地域振興事業」の地域振興事業の交付申請に係る経費配分の区分及び基準に関する取扱要領及び地域振興事業の対象経費についての考え方に準ずる。

第4 助成の申請

(1) 提出書類

助成金の交付申請者（以下「助成事業者」という。）は、地域活性化助成事業助成申請書（様式1）に事業実施計画書（様式1-1）及び事業費内訳書（様式1-2）を添付し、提出期日までに協会に提出するものとする。

(2) 申請書の提出期限 : 令和元年6月28日（金）

(3) 申請書の提出先・問い合わせ先

〒900-0029 那覇市旭町116番地37（自治会館6階）
「公益社団法人沖縄県地域振興協会」
電話 : 098-862-9390
FAX : 098-862-9396
HP : <http://www.oflp.jp> 様式はトップページ>事業概要から
担当 : 山城 / e-mail : m.yamashiro@oflp.jp
受付時間 : 月～金曜日（土日祝祭日除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

第5 助成団体の選考方法

助成事業者からの申請書類を基に、事業審査委員において事業目的（趣旨）との適合性、事業の具体性、独創性、経費積算の妥当性、地域活性化の寄与度等を審査し、協会が決定する。審査は非公開とし、審査内容等に関する照会には回答しない。

第6 助成の決定

協会は、助成の申請を受理したとき、その内容を審査し、助成決定がなされた場合は、助成事業者に対し、地域活性化助成事業助成決定通知書（様式2）により、その旨を通知する。

第7 助成事業実施結果報告書の作成・提出

助成事業者は、事業実施後30日以内に、地域活性化助成事業実施結果報告書（様式3、様式3-1、様式3-2）を作成し、関係書類を添えて協会に提出するものとする。

第8 助成金の確定

協会は、事業実施結果報告書を受理したとき、その事業内容を審査し、適正に事業が完了したと認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対し、地域活性化助成事業助成金確定通知書（様式4）により、その旨を通知する。

第9 助成金の請求及び交付

- (1) 助成事業者は、助成金の確定通知を受けて、地域活性化助成事業助成金請求書（様式5）を協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、地域活性化助成事業助成金請求書（様式5）を受理した日の翌月末日までに助成金を助成事業者に対して交付する。
- (3) 助成事業者は、事業実施にあたり概算払いが必要な場合は、助成金額の2分の1の範囲内で概算払いを受けることができる。
概算払いを受ける場合は地域活性化助成事業助成金概算払請求書（様式6）を協会に提出するものとする。
- (4) 協会は、地域活性化助成事業助成金概算払請求書（様式6）を受理した日の翌月末日までに、助成事業者に対して交付する。

第10 助成決定の取消し

- (1) 協会は、助成の決定を受けた団体が、正当の理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。
- ① 助成の決定を受けた事業を実施しないとき。
 - ② 助成の決定を受けた事業を中止し、完了する見込みがないとき。
 - ③ 助成金を助成の決定を受けた事業以外の目的に使用したとき。
 - ④ 第7の規定による事業実績の報告をしなかったとき。
- (2) 協会は、前項の規定による取消しをした場合は、地域活性化助成事業助成決定取消通知書（様式7）により、対象団体へ通知するものとする。

第11 助成金の返還

- (1) 協会は、第10（1）の規定による取消しをした場合において、すでに交付されている助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 協会は、第8の規定により助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超過分の助成金の返還を命ずることができる。

第12 その他

- (1) 提出書類等については、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) その他事業の実施に関し必要なことは、協会が定めるものとする。